

Q & A

Q & A

養育費に関する制度

～調停・履行確保の手続について～

養育費って何ですか？

Q 子どもがいる夫婦が離婚した場合には、子どもの養育費が問題になることがあるそうですね。そもそも養育費とは何ですか。



A 養育費とは、子どもが成長するために必要な費用（食費、教育費や医療費など）のことです。

Q 離婚後、親権者にならなかったり、子どもと離れて暮らすことになった親は、養育費を支払わなくてもいいのですか。

A いいえ。両親には、子どもに対し、自分と同じレベルの暮らしを保障する義務があるので、離婚後も引き続き、それぞれの経済力に応じて子どもの養育費を負担することになります。



Q 養育費の額などは、どのように決めるのですか。

A まずは、両親が話し合いで、養育費の額や支払方法などについて決めることとなります。

養育費について話し合いがまとまらないとき

Q 養育費について話し合いがまとまらないときは、どうしたらよいのですか。

A 家庭裁判所に調停の申立てをすることができます。

調停では、裁判官と家事調停委員で構成される調停委員会が双方から事情や意見を聴き、双方が納得する妥当な解決ができるよう、話し合いをお手伝いします。



話し合いがまとまらない場合は、審判の手続に移ります。審判では、裁判官が双方の事情を総合的に検討して、養育費について判断します。

調停の利用方法については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の裁判手続の案内>裁判所が扱う事件>家事事件：「第7 代表的な家事調停手続」でもご覧に

なれます。

Q ところで、養育費の額は一般的にはいくらくらいなのですか。

A それぞれの事情によって異なり、一般的にいくらくらいと言うことはできませんが、



お互いの収入や子どもの数、年齢などを考慮して話し合いをします。

養育費の支払を確保するために

Q 家庭裁判所で取り決めた養育費が約束どおりに支払われない場合、どうすればいいのですか。

A そのような時には、次のような手続があります。

1 履行勧告

これは、養育費の支払を受ける権利を持つ親（権利者）から申出を受けた家庭裁判所が、支払義務のある他方の親（義務者）に支払を行うよう促すものです。

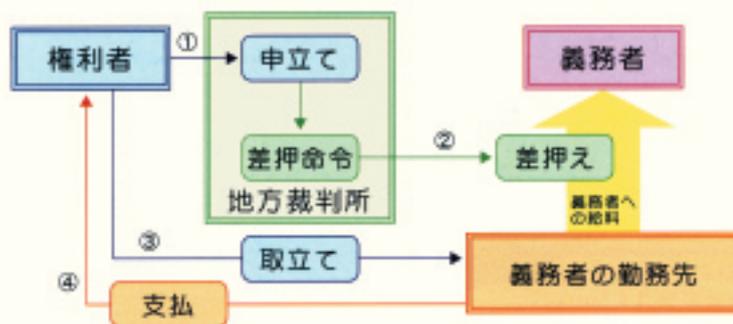
履行勧告は、養育費を取り決める調停、審判等が行われた家庭裁判所で手続を行ってください。手続に費用はかかりません。

2 直接強制

これは、権利者の申立てにより、地方裁判所が、義務者の財産（不動産や給料など）の差押えをし、権利者がその差し押さえられた財産の中から支払を受ける手続です。

義務者の給料を差し押さえる場合を例に、流れを図で示すと右上の図のようになります。

直接強制は、地方裁判所で手続を行ってください。



3 間接強制

これは、権利者の申立てにより、一定の期間内に支払わなければ養育費とは別にペナルティ（間接強制金）を課すことを裁判所が警告することで、義務者に支払を促す手続です。

間接強制は、養育費を取り決める調停、審判等が行われた裁判所で手続を行ってください。

なお、全国の家庭裁判所に、これらの制度について紹介するリーフレット「調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために」が置いてありますので、さらに詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。（裁判所ウェブサイトでもご覧になることができます。）

